



## マイナンバーカード交付・電子証明書の更新手続き 平日夜間・休日窓口のご案内

問 町民税務課 戸籍係 ☎77・3911

マイナンバーカードの受け取りおよび電子証明書更新手続きが次の平日夜間・休日にも利用できます。平日夜間・休日の受け取り、更新手続きをご希望の方は、希望時間を必ず電話にてご予約ください。

■**予約窓口** 町民税務課戸籍係  
平日午前8時30分～午後5時まで

■**7月の平日夜間および休日交付日・更新日**  
7月9日(木)、12日(日)、21日(火)

※事前予約が必要となりますので、戸籍係までご連絡ください。

■**時間**

〈平日夜間〉午後5時15分～午後7時まで

〈休日〉午前10時～午後3時まで

■**マイナンバーカードの受け取りに必要なもの**

- ・マイナンバー通知カード（申請書から切り離れた、12桁のマイナンバーが記載されたもの）
- ・個人番号カード交付通知書（ご連絡に同封されたハガキ）

・写真付本人確認書類（運転免許証など）

・印鑑（ゴム印不可）

・お持ちの方は住基カード（引き換えで交付します）

※代理人による受け取りは、本人が入院中などで来庁が困難な場合に限られています。

■**電子証明書更新手続きに必要なもの**

・お持ちのマイナンバーカード

・有効期限通知書

※代理人による手続きの場合は、記入済みの「照会書兼回答書」と代理人の本人確認書類が必要です。詳しくは戸籍係までお問い合わせください。



## 令和2年度国民健康保険税について

問 町民税務課 課税係 ☎77・3915

■**国民健康保険税率について**

令和2年度の保険税率は、据え置きとなります。（平成31年度から変更なし）

■**国民健康保険税課税限度額の改正について**

課税限度額とは、1世帯に課税される限度の金額（年間）です。被保険者の税負担の公平性の維持と中間所得層の負担軽減を図るため、次の（表①）のとおり限度額を引き上げました。

（表①）

	改正前	改正後
医療分	61万円	63万円(2万円引き上げ)
後期高齢者支援金分	19万円	据え置き
介護分	16万円	17万円(1万円引き上げ)
計	96万円	99万円(3万円引き上げ)

■**軽減措置の拡充について**

軽減措置とは、所得に応じて国保税の均等割（1人当たり課税）および平等割（1世帯当たり課税）を一定割合軽減する制度のことです。（低所得者対策）※（表②）参照のとおり

（表②）

軽減種別	改正	軽減基準(世帯主および国保加入者の合計所得)
7割軽減	改正なし	33万円以下
5割軽減	改正前	33万円+28万円×(国保加入者数) 以下
	改正後	33万円+ <b>28.5万円</b> ×(国保加入者数) 以下
2割軽減	改正前	33万円+51万円×(国保加入者数) 以下
	改正後	33万円+ <b>52万円</b> ×(国保加入者数) 以下



国民健康保険

## 正しい受診で医療費の適正化を

町民税務課 国保年金係 ☎77・3913

病気やケガをしたときに使う国民健康保険の正しい受診方法をご存知でしょうか？正しい知識を身につけて適正な受診をお願いします。

### Q&A

Q: 医療費ってなに？

A: 皆さんが医療機関を受診するときにかかるお金を「医療費」といいます。

また、国民健康保険の医療費の主な財源となっているのが国民健康保険税です。医療費が増えると国民健康保険税も増額せざるを得なくなり、家計への負担も大きくなってしまいます。

※(図1)参照のとおり

Q: 医療費が増えてしまう原因は？

A: 高齢化や医療技術の進歩、生活習慣病の増加や重複・頻回受診、安易な受診などが挙げられています。

Q: どうやったら医療費は減るの？

A: 次のようなちよっとした心がけが医療費の削減につながる。

ります。

### 1. 医療機関のかかり方

軽い症状や同じ病気などで、「複数の医療機関を受診する」「休日・夜間に受診する」「最初から大病院を受診する」「医師の指示を守らない」などを行うと医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬により体に負担がかかることがあります。

また、同時に医師の負担増加となり、本来に必要な人に医療の手が届かなくなる可能性があります。

※かかりつけ医・かかりつけ薬局を持っていますか？

体のことを理解している医師がいると安心です。信頼できる身近な医師を見つけ、気になることがあったら最初にかかりつけ医に相談する習慣をつけましょう。

また、かかりつけ薬局を決め

てお薬手帳を利用することにより、薬歴が分かるので重複処方を防ぐことや、飲み合わせなどの服薬の相談もできるようになります。

### 2. ジェネリック医薬品(後発医薬品)を使う

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、特許期間の過ぎた新薬(先発医薬品)と同じ効果のある処方薬で新薬よりも低価格です。

ジェネリック医薬品に切り替えることで医療費の抑制につながる。

負担も少なくなる場合があります。医師や薬剤師に相談してみましょう。

### 3. 体を大切にしましょう

一度生活習慣を見直し、栄養・運動・休養をバランスよく取りましょう。

病気になる前に予防することが最高の治療法かつ医療費の節約法となりますので、病気にならない生活習慣を心掛けましょう。

(図1) 1人当たりの医療費と保険税額

